

【下請事業者のための】

下請法解説

下請法を正しく理解することで、貴社のビジネスを改善出来るかもしれません



初めに・・・

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律です。

例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じるとは禁じられています。

たとえ当事者間で協賛金、値引き、歩引き等の名目で発注後に一定金額を下請代金から差し引くことで合意している場合であっても、下請法違反になります。

また、親事業者の社内検査などの事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に、下請代金の支払日を遅らせることも認められません。

下請法の内容を正しく理解し、規定に反する事象があれば親事業者へ改善を申し入れ、公正な取引を行いましょう。



下請取引に該当していますか？

I. 資本金区分の確認

発注者の資本金が3億1円以上で、受注者が3億円以下の場合、または発注者の資本金が1千万1円以上3億円以下で、受注者の資本金が1千万円以下の場合は、資本金区分で下請法が適用されます。

II. 対象となる取引の確認

① 製造委託

発注者（製造または販売）が規格、品質、形状、デザイン、ブランドなどを指定して他の事業者が物品の製造や加工などを委託する場合。

② 修理委託

発注者が物品の修理を請け負っていて、その修理を他の事業者が委託したり、発注者が使用する物品を発注者が修理している場合に、その修理の一部を他の事業者が委託する場合。

③ 情報成果物作成委託

発注者がソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなど情報成果物の提供や作成を行っていて、他の事業者がその作成作業を委託する場合。



④ 役務提供委託

発注者が運送やビルメンテナンスをはじめ、各種サービスの提供を行っていて、請け負った役務の提供を他の事業者に委託する場合。

Ⅲ．取引内容の確認

① 製造委託

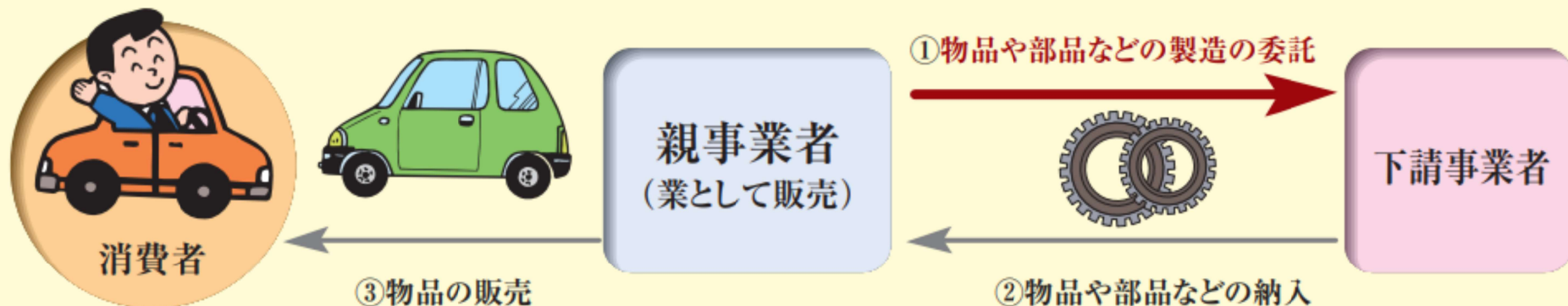
製造委託には次の4つのタイプ（その1～その4）があります。

製造とは、原材料である物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、加工とは、原材料である物品に一定の工作を加えることにより一定の価値を付加することをいいます。

例えば、印刷業も製造委託の対象であり、また、金型についても、製造委託その3を除き、製造委託に係る物品や部品等の製造に用いる金型の製造を委託すれば製造委託に該当します。

製造委託 その1

物品の販売を行っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者^①に委託する場合。

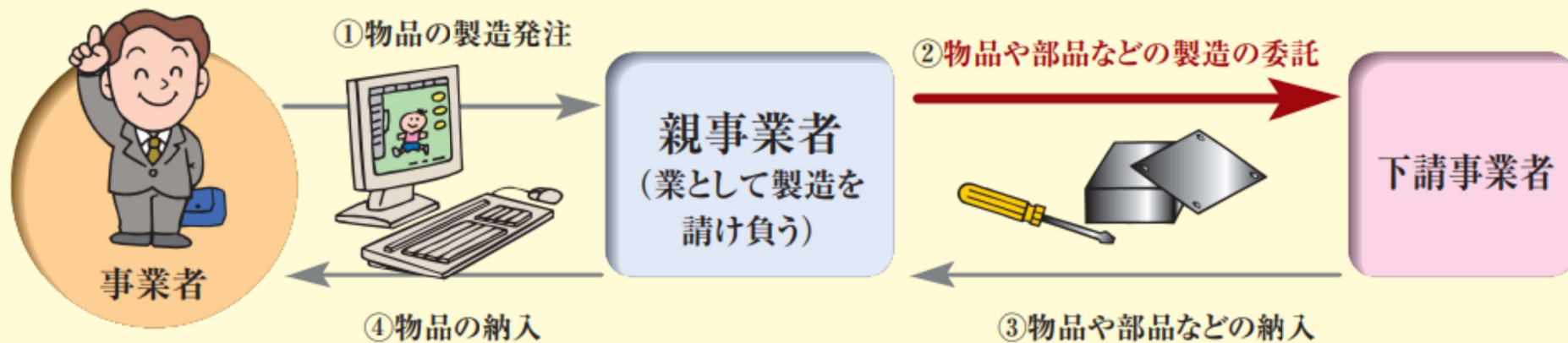


◎ 「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることが出来る場合を指します。

- ◆ (例) ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ・電機メーカーが、電気製品の部品製造に必要な金型の製造を金型メーカーに委託する場合。

製造委託 その2

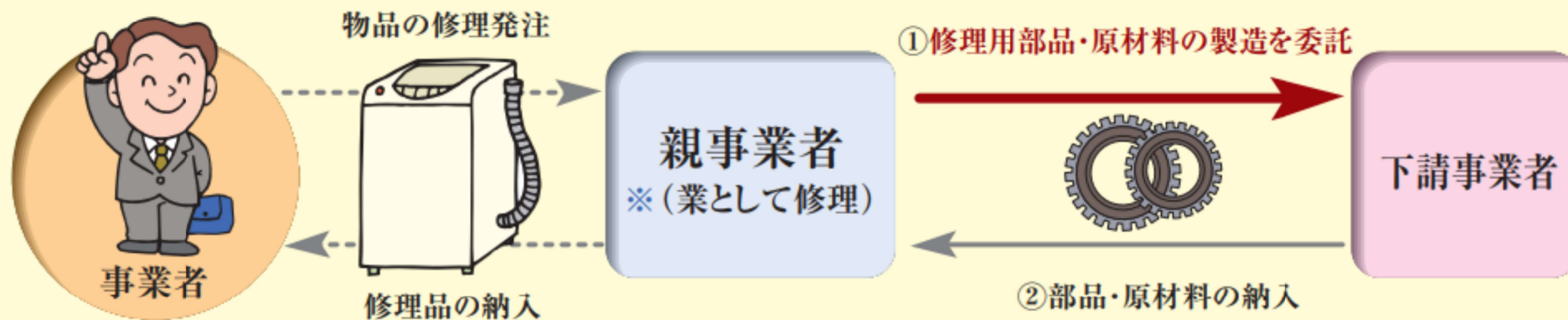
物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者^②に委託する場合。



◆ (例) 精密機器メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託 その3

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合。

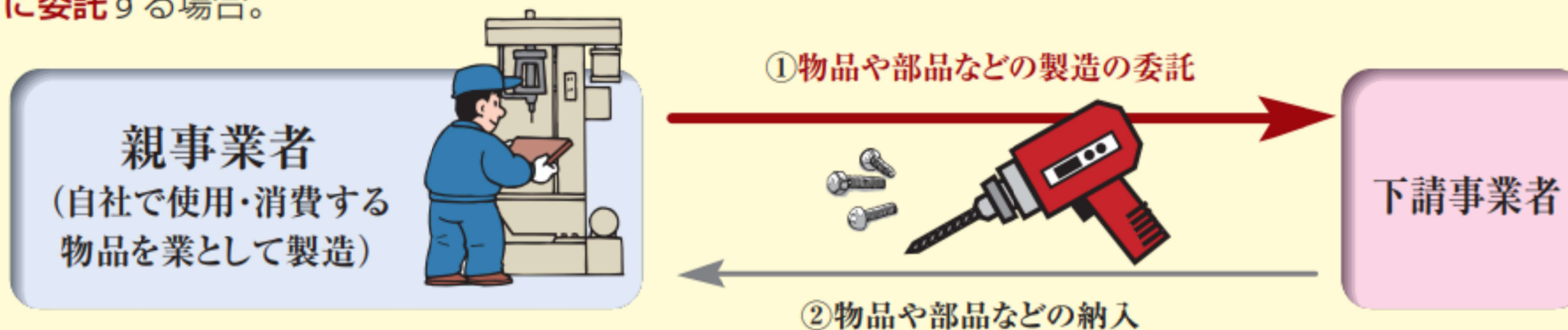


(※) 他の事業者から修理を依頼される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。

◆ (例) 家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託 その4

自社で使用・消費する物品を社内で製造している事業者が、**その物品や部品などの製造を他の事業者**に委託する場合。



- ◆ **(例)** 製品運送用の梱包材を自社で製造している精密機器メーカーが、その梱包材の製造を資材メーカーに委託する場合。

② 修理委託

修理委託には次の2つのタイプ（その1、その2）があります。

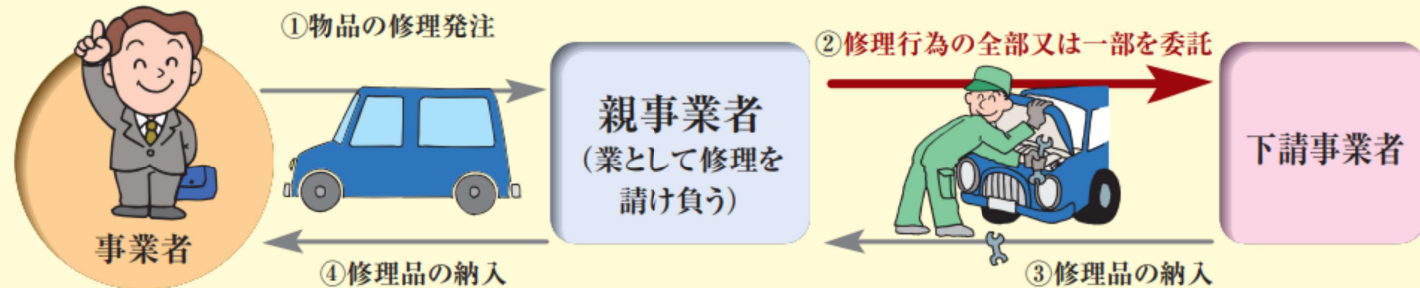
修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいいます。

例えば、類義語として「点検」や「メンテナンス」がありますが、これらの行為の対象（物品）が正常に稼動している状況であれば修理委託の対象ではなく、役務提供委託の対象となります。

修理委託の対象は、元来の機能を失った物品であることに注意する必要があります。

修理委託 その1

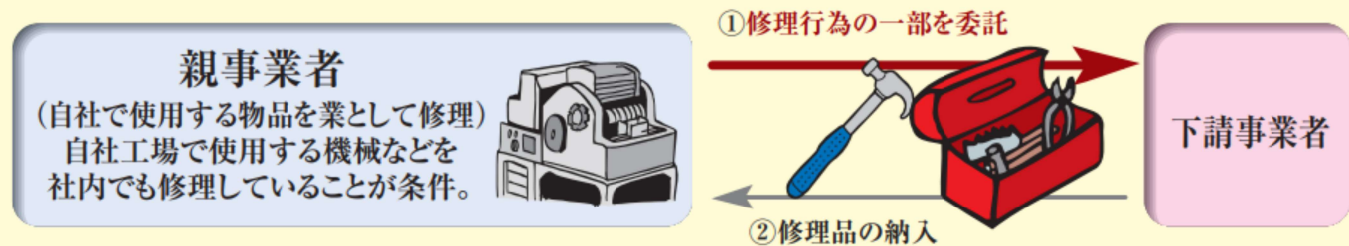
物品の修理を業として請け負っている事業者が、**修理行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



◆ (例) 自動車ディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理会社に委託する場合。

修理委託 その2

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、**その物品の修理行為の一部を他の事業者**に委託する場合。



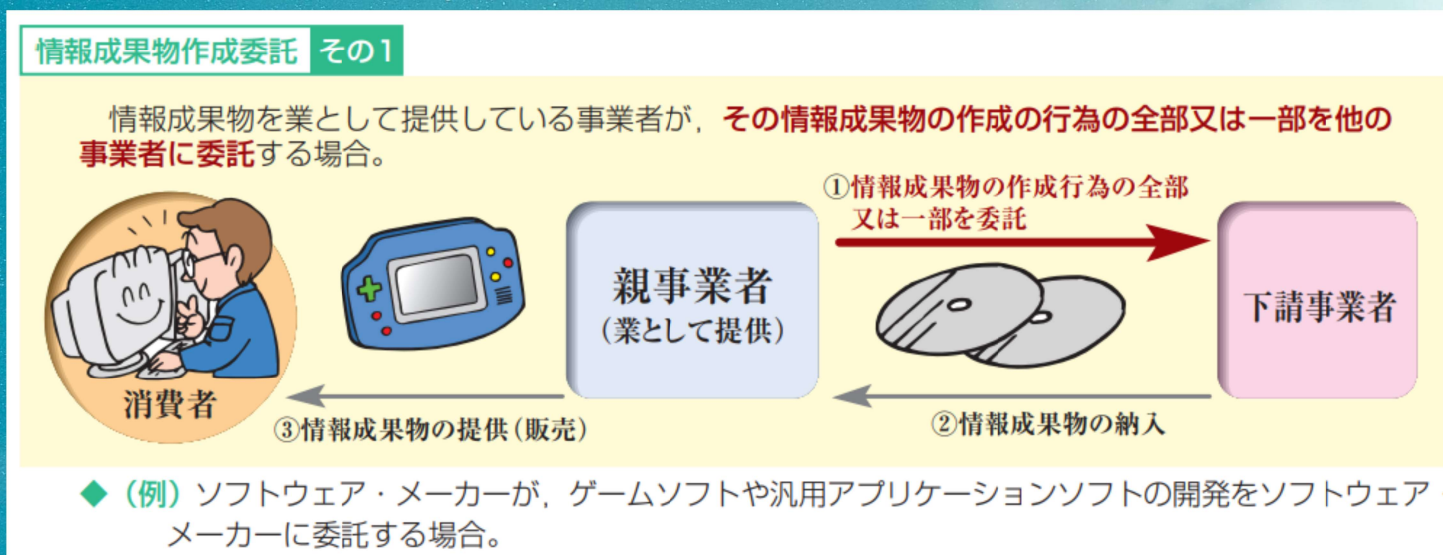
◆ (例) 自社工場の設備等を社内で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業を修理会社に委託する場合。

③ 情報成果物作成委託

情報成果物とは、次のようなものをいいます。

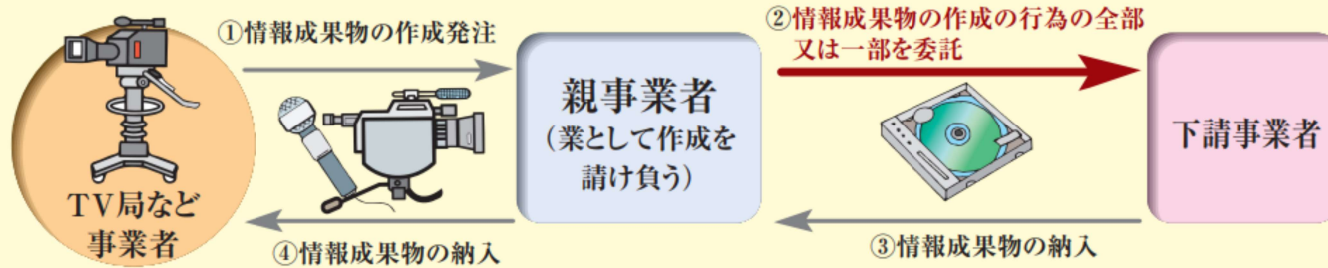
- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

情報成果物作成委託には次の3つのタイプがあります。



情報成果物作成委託 その2

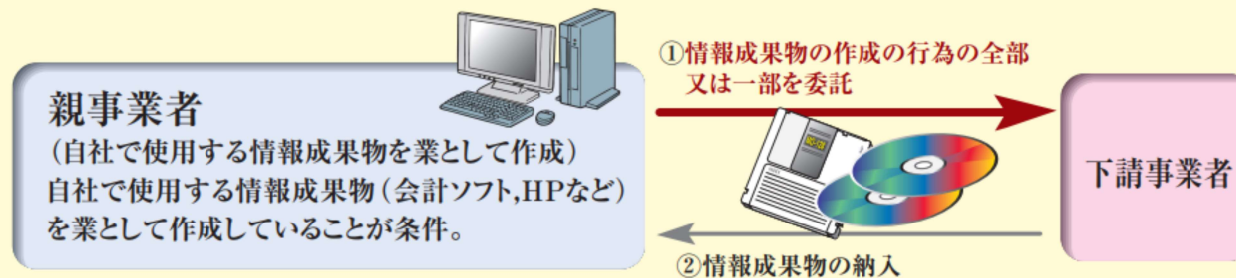
情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、**その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



◆ (例) 広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。

情報成果物作成委託 その3

自社で使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、**その作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



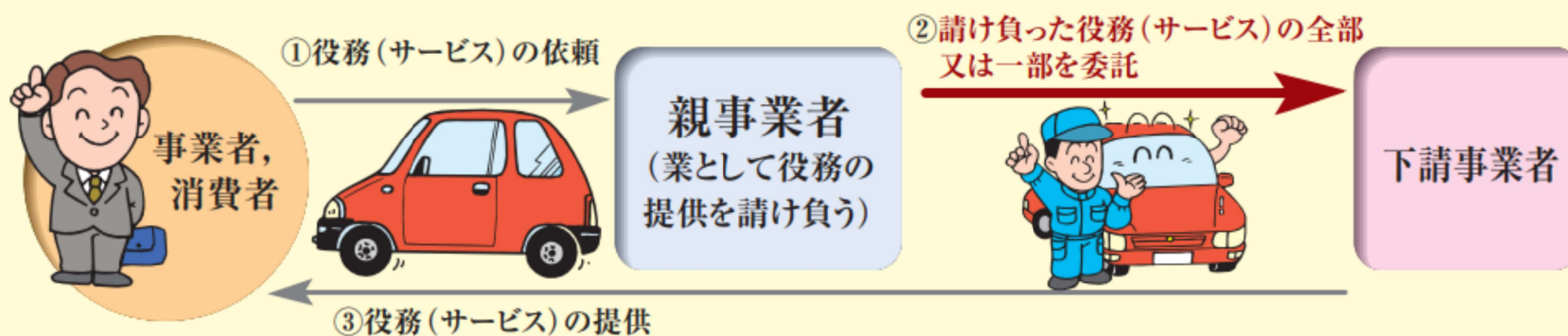
◆ (例) 家電メーカーが、内部のシステム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます。

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、**その提供の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



- ◆ (例) ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
- ・貨物運送業者が、請け負った貨物運送業務のうち一部経路の業務を委託する場合。

◎ 役務提供委託の注意点

1. 本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません。

これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。

2. 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。

例えば、荷主から貨物運送の委託のみを請け負っており、貨物の梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要なために梱包作業を他の事業者へ委託に出す場合、この梱包作業を他の事業者へ委託する部分については下請法上の「役務提供委託」には該当しません。

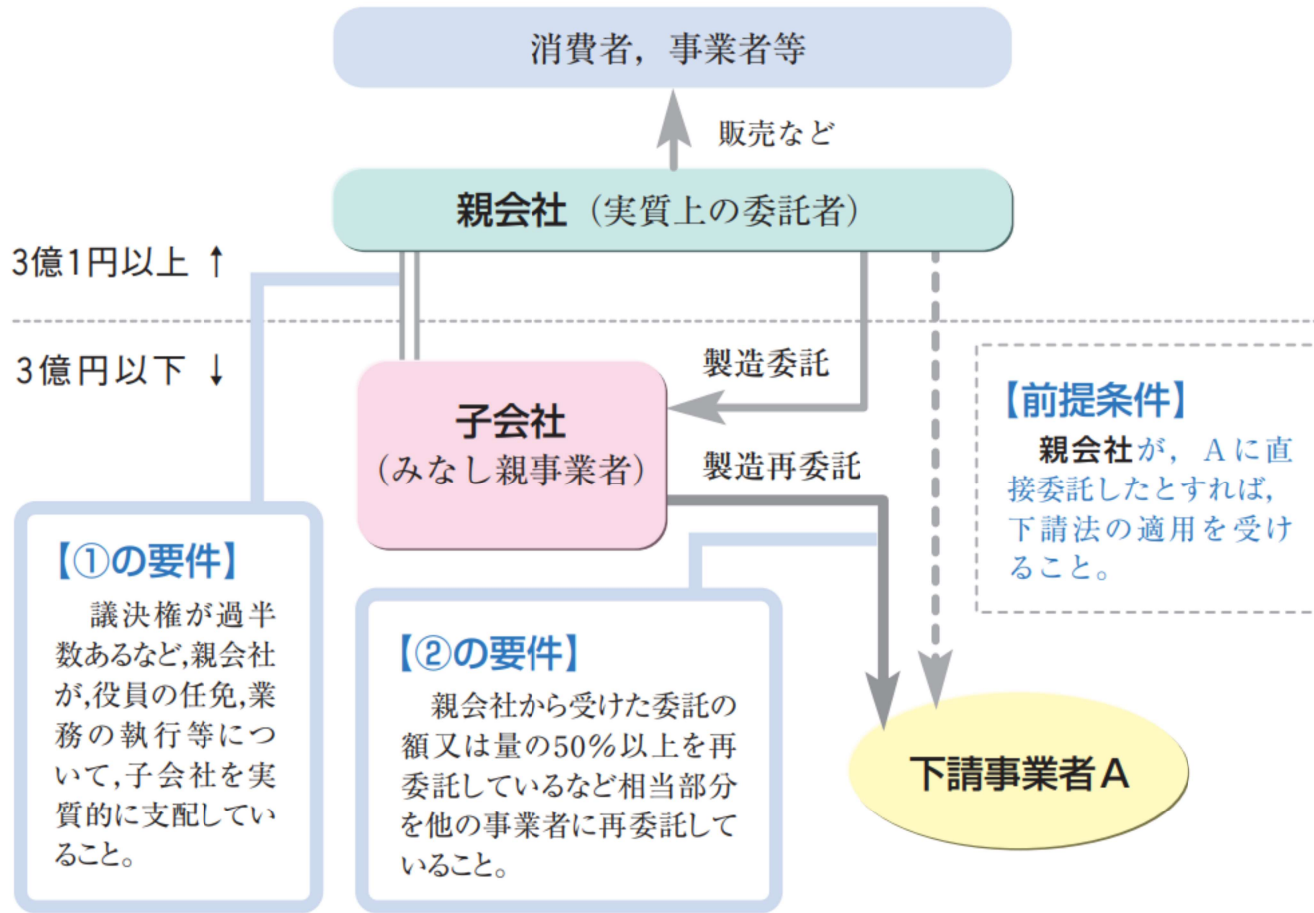
トンネル会社規制とは？

例えば、発注者の資本金が3億円以下で受注者の資本金が1億円の場合は、下請取引に該当しませんが、その発注者に支配関係のある事業者がある場合で、取引実態は一定の要件を満たす場合には、発注者は親事業者とみなされて下請法の適用を受けます。

尚、直接的に取引当事者とならず、単に契約事務を代行する場合（所謂、取次ぎ）は、取引当事者ではないため下請法の対象とはなりません。



○トンネル会社の概念図<製造委託の例>



注：資本金 3 億円は物品の製造・修理、プログラムの作成、運送・物品の倉庫保管・情報処理の委託の場合であり、情報成果物（プログラムは除く）の作成委託、役務（運送・物品の倉庫保管・情報処理は除く）提供の委託の場合は 5 千万円になります。

また、資本金 1 千万円基準についても同様に、物品の製造・修理、情報成果物の作成及び役務提供の各委託取引に適用されます。

このようなトラブルで困ったことはありませんか？

原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた！



値上げの話は受け
ないよ。



指定された原料
なのに…

買ったとき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買ったときに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②不当に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。

発注を受けるときはいつも口頭！



今回は○月○日ま
でに納めてね。代
金は○円だから。

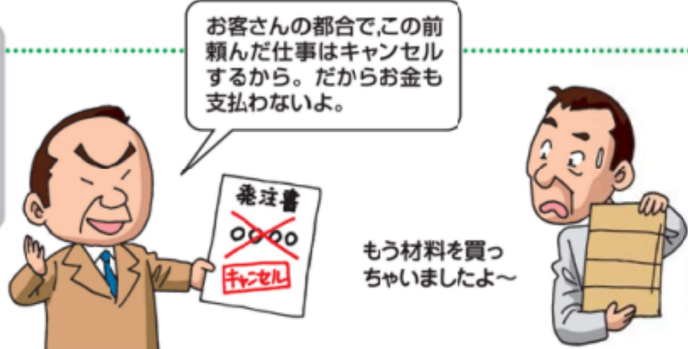
書面でもらえないから
いつも後でトラブルにな
るんだよな…



発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面を下請事業者に対して直ちに交付することが義務付けられています。違反すると50万円以下の罰金が科されます。

発注を
取り消された!



受領拒否, 不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

代金を支払日に
払ってもらえな
かった!



下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければなりません。

支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。支払期日が定められていないときは、親事業者が物品等を受領した日が支払期日となります。

遅延利息を支払う義務

親事業者は、製品や商品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

(問題となる事例)

- 親事業者が、社内検査や社内の事務処理の遅延を理由に支払期日に下請代金を支払わない（下請事業者からの請求書の提出遅れによる場合も含まれます。）。
- 親事業者の支払制度が月末納品縛翌々月末払いとなっている。

こんな場合も下請法上問題になります！

注文を受けた後に値引きされた！



発注した代金から5%引いたからね。

支払書
-5%

えっ？ 約束の金額と違いますよ～



下請代金の減額

親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額から代金を差し引いてはけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、また、下請事業者との合意の有無を問いません。

(問題となる事例)

- 親事業者が、出精値引きと称して一方的に下請代金から差し引いた。
- 親事業者が既に発注した取引まで遡って、引き下げた新単価を適用した。
- 書面による合意がないにもかかわらず、親事業者は、銀行への振込手数料を下請代金から一方的に差し引いた。
- 親事業者が、消費税相当額を支払わなかった。

長すぎるサイトの手形を渡された！



手形のサイトは130日だからね。

手形 130日

130日は長すぎますよ～



割引困難な手形の交付

下請代金の支払は原則現金払いですが、手形による支払も認められています。手形による支払の場合は、そのサイトは繊維業の取引で90日以内、その他の業種の取引で120日以内でなければなりません。

納品したものを返品された！



在庫がいっぱいになったから返品するよ。



返品されても他に使い道がありませんよ～



返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品することはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品することはできません。

指定された商品
やサービスを押し
売りされた!



うちの取引先の
商品を買ってよ!

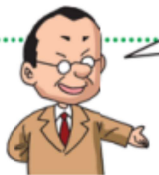
この前買ったばかりで
いらぬのにな..



購入・利用強制

親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

納品する製品の代金
をもらう前に材料費
を支払わされた!



材料はこれを使ってね。
先払いだからね。

製品の代金をもらう
前に支払うんですか?



早期決済

親事業者が下請事業者に購入させた原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合は、納品したその物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

協賛金を支払わ
された!



うちも決算苦しいから、
〇〇円協力してくれな
いかな。

おたくの決算はうちと
関係ないのに..



不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。

下請法はこれだけ！

親事業者の義務(4項目)と禁止事項(11項目)

< 義務 >

- ①書面の交付義務
- ②支払期日を定める義務
- ③書類の作成・保存義務
- ④遅延利息の支払義務

< 禁止事項 >

- ⑤受領拒否の禁止
- ⑥下請代金の支払遅延の禁止
- ⑦下請代金の減額の禁止
- ⑧返品 of 禁止

- ⑨買ったたきの禁止
- ⑩購入・利用強制の禁止
- ⑪報復措置の禁止
- ⑫有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑬割引困難な手形の交付の禁止
- ⑭不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑮不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

困ったら・・・

全国の公正取引委員会事務所、中小企業庁、経済産業局や商工会議所に相談しましょう！


（発注者に知られないように相談することも可能です）

尚、弊社でも相談を受け付けています。（無料）

愚痴レベルでも構いませんのでお気軽にご連絡ください。

ジェイマット合同会社

代表 山北純也

 電話 070-3322-0276（代表直通）

E-mail : info@j-mat.net

<https://j-mat.net/>



ありがとうございました!

出展：公正取引委員会「知って得する下請法」
公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説下請法」

